

障がいのある方の 歯科健康診査



対象

- ・吹田市在住で学校、障がい者施設・作業所などで歯科健診を受けられなかった満15歳以上で、身体障がい者手帳1～4級の人または療育手帳、判定書、精神障がい者保健福祉手帳を持っている人（作業所等の施設に通所されている方については作業所または吹田市役所障がい福祉室にお問い合わせください。）



受診方法

- ・年間を通して行いますので、ご都合の良い日を歯科医院に電話等で予約してください。（年1回受診することができます。）
- ・身体障がい者手帳または療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちください。



健診内容

- ・歯と歯ぐきの健康診査を行います。
- ・歯面清掃等を行います。
- ・健診料は無料です。



お問い合わせ

- ・ご不明なことがありましたら保健センターまでご連絡ください。
- ・吹田市立保健センター：電話 6339-1212
FAX 6339-7075

吹田市・(一社)吹田市歯科医師会

平成26年(2014年)9月に『吹田市歯と口腔の健康づくり推進条例』が制定されました。詳しくは下記のホームページをご覧ください。

歯科健康診査協力歯科医院一覧表は

吹田市 保健センター で 検索

お口の健康に関する情報は

吹 歯 公 園 で 検索